

審 査 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の16第 1 項
処 分 の 概 要：特定自動運行計画の変更の許可
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条の16第 2 項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 道路交通法施行規則第 9 条の23第 1 項（変更の許可の申請等）、第 9 条の23第 2 項において準用する第 9 条の21第 2 項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第 9 条の23条第 2 項において準用する第 9 条の22（意見聴取）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：佐賀県警察本部交通部交通企画課企画第一係
問 合 せ 先：佐賀県警察本部交通部交通企画課企画第一係 （電話 0952-24-1111 内線 5023）
備 考：

追
5
2
号